

## tetote 訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、tetote 訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が実施する指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定める。また、ステーションの保健師または看護師（以下「看護師等」という）が、かかりつけ医師（以下「主治医」という）が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適正な訪問看護を提供し、在宅療養生活が円滑に継続できるよう、家族と共に支援する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1.ステーションが実施する指定訪問看護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。  
2.利用者の病状、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設置し、計画的に行うものとする。  
3.利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  
4.指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。  
5.指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。  
6.前5項の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1.名称 tetote 訪問看護ステーション

2.所在地 福井県大飯郡高浜町三明第3号34番地

次のとおりサテライト事業所を開設する。

1.名称 tetote 訪問看護ステーション小浜（サテライト）

2.所在地 福井県小浜市小浜酒井73 グランディールマンション101

(職員の職種、員数、勤務内容)

第4条 1.ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師等 1名

管理者は、指定訪問看護の事業が適切に行われるように管理、統括し、主治医の指示に基づき、適切な指定訪問看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 職員 看護師等 常勤換算 2.5人以上

看護師等は、主治医の指示書とケアプランや情報提供書に基づき、訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき指定訪問看護を行い、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

2.業務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。

1.営業日 原則として、年末年始(12月29日～1月3日)、ゴールデンウィークを除く、月曜日から金曜日

2.営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする

3.連絡体制等 24時間常時電話等による連絡、相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

1.訪問看護の利用希望者が主治医に申し込み、主治医が交付した訪問看護指示書に基づいて介護支援専門員または包括支援センターがプランをたてた提供票にて看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

訪問看護計画書の作成に当たっては、利用者の希望、主治医の指定及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その主要な事項について利用者又はその家族に説明するものとする。

訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。

2.利用希望者または家族からステーションに直接申込があった場合は、在宅主治医の指示書の交付を求めるように指導する。

(訪問看護の内容)

第7条 1.訪問看護を行うにあたって、看護師等は利用者の全身状態と障害の程度を把握

して、主治医に連絡しその指示に基づいて利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として次のサービス内容を行うものとする。

- (1) 日常生活の看護
  - (2) 介護予防
  - (3) リハビリテーション
  - (4) 認知症の看護、精神看護
  - (5) 医療的処置・管理
  - (6) 医療機器の管理
  - (7) 看取り（ターミナルケア）
  - (8) 介護者の相談
  - (9) 各種在宅サービスの相談
2. 訪問看護報告書の作成
  3. 主治医等関係者への情報提供

（利用料＝利用者の自己負担）

第8条 1.訪問看護を提供した場合は、健康保険法等に規定する基本利用料とその他の利用料の支払いを利用者から受けるものとする。

ただし、訪問看護の開始にあたって、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容及び金額について別途定める「重要事項説明書」等による説明を行い、同意を得るものとする。

2.基本料金は次のとおりとする。ただし、基本利用料には、公費負担制度及び高額療養費の制度が適用される。

（イ） 医療保険適応の場合

(1) 老人訪問看護の場合

訪問看護に要した額の定率 1割、2割または3割とする。

(2) 一般訪問看護の場合

訪問看護に要した額の3割とする。

（ロ） 介護保険適用の場合

指定訪問看護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときはその1割、2割又は3割の額とする。

3.その他利用料は次のとおりとする。

(1) 利用者の選定に基づき提供される、特別の訪問看護サービスにかかる差額の費用

①1 訪問につき2時間を超えたサービス

・午後10時から午前7時の時間帯

2時間を超える 30分毎に 2,000円を加算する。

・その他の時間帯

2時間を超える 30分毎に 1,000円を加算する。

②死後の処置

1体につき、10,000円（税別）とする。

③営業日以外に訪問要請に応じた場合は、上記の他に1訪問2,000円を加算する。（医療保険対象者の場合のみ）

④保険適用外の訪問は自費を負担いただく。（医療保険対象者の場合のみ）

厚生労働大臣が定める状態にある者以外で、週3日を超える訪問要請に応じた場合は、1日当たり9,550円を利用料とする。

また、その他の加算については、別途「重要事項説明書」や「訪問看護契約書」に定める。

(2) 度重なる事前連絡なしの訪問キャンセルの場合には、別途キャンセル料を負担いただく。1回につき1,000円とする。

(3) 交通費

①利用者の居宅が、事業所所在地から片道10kmを超える場合には、別途交通費を負担いただく。交通費（片道10kmにつき200円・以降1km20円）  
（医療保険対象者の場合）

②利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の地域の場合は、別途交通費を負担いただく。（1kmあたり20円）（介護保険対象者の場合）

4.訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、利用料の内容及び趣旨を説明し、支払いに同意する旨を文書に署名（記名押印）を受けるととする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、高浜町、おおい町の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第10条 1.看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

（衛生管理等）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品などの衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情の処理)

- 第 12 条 1.利用者からの苦情の処理は管理者が総括する。
- 2.苦情を受けたものは速やかに管理者に報告する。
  - 3.管理者は苦情の実績を調査し利用者に説明しなければならない。
  - 4.国民健康保険団体連合会からの法第 176 条 1 項第 2 号の指導又は助言を受けた場合においては、当該、指導、又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束・虐待防止)

- 第 13 条 1.事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。その場合には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録する。
- 2.事業者は、虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対し虐待は行わない。
  - 3.事業所職員は、高齢者虐待について早期発見した場合は、これを市町村に通報するなど利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を講ずる。
  - 4.事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - ①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
    - ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
    - ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
    - ④前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営委員会)

- 第 14 条 1.訪問看護ステーションの運営にあたって、運営委員会を置く。
- 2.運営委員会の委員及び会則等については別に定める。

(その他運営についての留意事項)

- 第 15 条 1.訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質の向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2.職員は業務上知り得た、利用者又はその家族等の情報、秘密を保持する。

- 3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4.ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5.この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はtetote訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から改訂する。

この規程は、令和6年4月1日から改訂する。

この規程は、令和6年6月15日から改訂する。

この規程は、令和6年11月1日から改訂する。

この規程は、令和8年1月1日から改訂する。